

長崎市とギウダ一般社団法人との包括連携に関する協定書

長崎市とギウダ一般社団法人（以下「両者」という。）は、相互の包括的な連携を強化し、長崎市内における新しい教育コミュニティ創生に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、長崎から世界へ優秀な人材を多く輩出するため、長崎の歴史・文化が持つ本質的な力を背景に、両者が有する資源や機能等の効果的な活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携・協力することにより、イノベーティブな人材育成の場を創生するとともに、地方創生に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）地域課題の素材収集に関すること。
- （2）人材交流に関すること。
- （3）新しい教育コミュニティから生まれたプロジェクトの支援に関すること。
- （4）地方創生に関すること。
- （5）平和の発信と世界への貢献に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項

（連携の推進）

第3条 前条に掲げる連携事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、連携・協力の効果上がるよう、継続的に意見交換を行う。

（守秘義務）

第4条 両者は、本協定に基づく活動により相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解消の合意が成立したときに終了する。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上決定する。

両者は、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和元年6月21日

長 崎 市 長
(自 署)

長崎県長崎市鍛冶屋町7-48
ギューダ 一般社団法人
代 表 理 事
(自 署)